

令和 6 年度健全化判断比率等の算定結果

1 本県の状況

(1) 健全化判断比率

			(参考)	
年 度	R 6	R 5	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3. 7 5 %	5 %
連結実質赤字比率	—	—	8. 7 5 %	1 5 %
実質公債費比率 (3 力年平均)	1 1. 1 %	1 1. 4 %	2 5 % (地方債許可団体 1 8 %以上)	3 5 %
将来負担比率	1 9 0. 1 %	1 9 6. 2 %	4 0 0 %	—

備考：実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されないため、「—」と記載。(実質黒字額 12,509百万円、連結実質黒字額 33,233百万円)

(2) 資金不足比率

			(参考)
年度 会計名	R 6	R 5	経営健全化基準
工業用水道事業特別会計	—	—	2 0. 0 %
病 院 事 業 特 別 会 計	—	—	
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	

備考：資金不足額がないことから、資金不足比率が算定されないため、「—」と記載。
資金剰余額：工業用水道事業特別会計 1,101百万円、病院事業特別会計 13,637百万円
港湾整備事業特別会計 2,057百万円

資料

1. 健全化判断比率(団体別)

(1) 都道府県

(単位:%)

都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	—	—	20.0	307.0
青森県	—	—	13.4	58.0
岩手県	—	—	12.3	196.8
宮城県	—	—	10.0	130.8
秋田県	—	—	14.3	232.9
山形県	—	—	13.4	212.2
福島県	—	—	6.0	115.3
茨城県	—	—	9.6	157.9
栃木県	—	—	9.4	102.9
群馬県	—	—	9.2	130.0
埼玉県 *	—	—	11.0	146.9
千葉県	—	—	7.6	101.3
東京都	—	—	1.2	13.6
神奈川県	—	—	8.6	54.5
新潟県	—	—	18.6	287.0
富山県	—	—	13.9	203.0
石川県	—	—	12.3	182.0
福井県	—	—	11.6	146.6
山梨県	—	—	10.7	164.9
長野県	—	—	9.2	147.1
岐阜県	—	—	9.2	224.9
静岡県	—	—	14.3	234.1
愛知県	—	—	13.4	152.0
三重県	—	—	11.3	164.4
滋賀県	—	—	11.2	178.5
京都府	—	—	17.1	257.2
大阪府	—	—	10.2	110.1
兵庫県	—	—	17.1	311.3
奈良県	—	—	8.8	102.0
和歌山県	—	—	10.8	200.3
鳥取県	—	—	9.5	132.8
島根県	—	—	7.0	157.9
岡山県	—	—	10.9	157.5
広島県	—	—	14.8	188.7
山口県	—	—	9.2	160.8
徳島県	—	—	12.7	146.6
香川県	—	—	10.9	159.7
愛媛県	—	—	11.0	111.5
高知県	—	—	12.3	178.4
福岡県	—	—	11.9	245.3
佐賀県	—	—	10.6	137.2
長崎県	—	—	11.3	172.5
熊本県	—	—	8.9	212.5
大分県 *	—	—	10.5	161.9
宮崎県	—	—	11.6	107.6
鹿児島県	—	—	11.1	190.1
沖縄県	—	—	7.5	24.2
都道府県(平均)	—	—	10.1	144.1

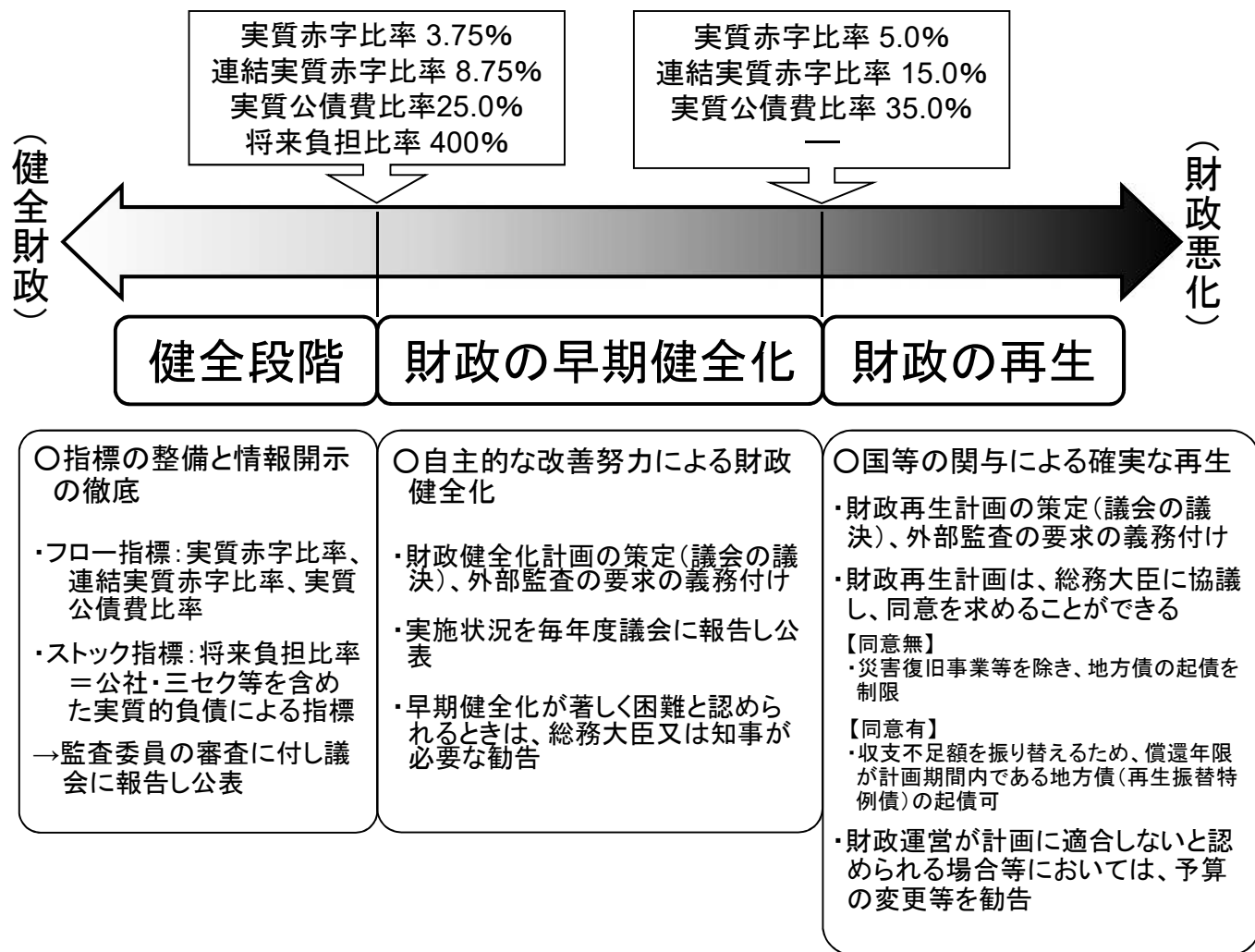
- (注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記している。
2. 健全化判断比率を既に議会に報告し、公表している団体には、団体名の横に「*」を付している。
3. 平均値は加重平均である。

2 健全化判断比率等の概要

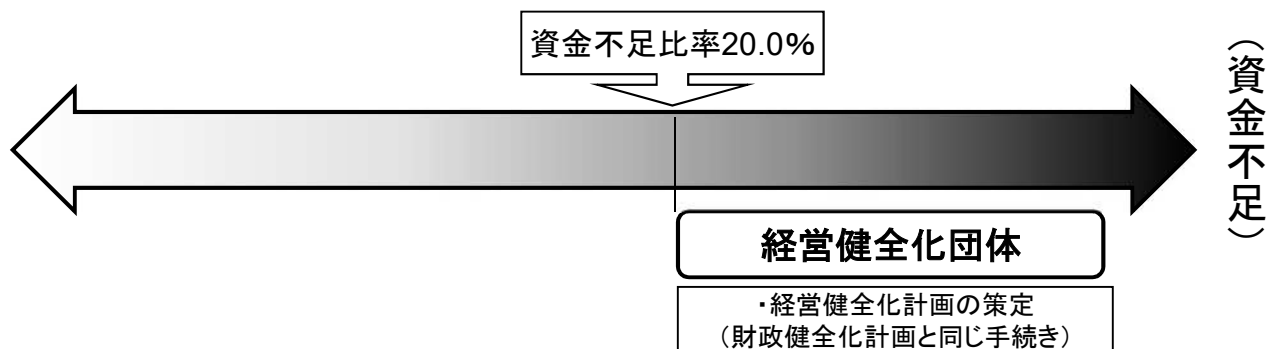
地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、基準に基づく財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

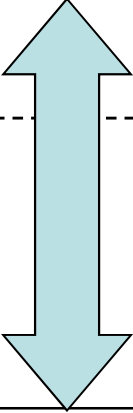
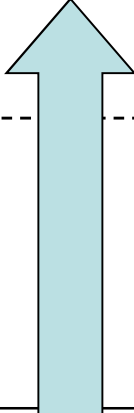
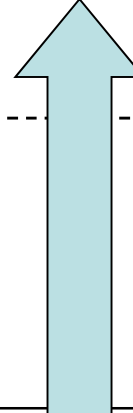
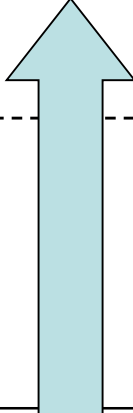
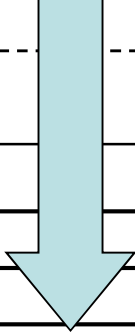
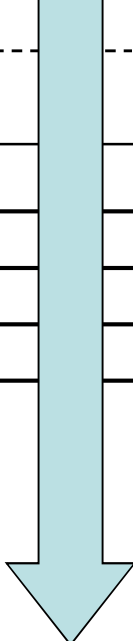
(1) 健全化判断比率



(2) 資金不足比率(公営企業会計)



健全化判断比率等の対象について

地方自治法の区分	地方財政状況調査の区分	健全化判断比率の区分	会計・法人等名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計	普通会計	一般会計等	○一般会計						
特別会計			○就農支援資金貸付事業特別会計 ○林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計 ○公共土木用地取得先行事業等特別会計 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ○中小企業支援資金貸付事業特別会計 ○沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計 ○公債管理特別会計						
			公営企業会計					○港湾整備事業特別会計 ○病院事業特別会計 ○工業用水道事業特別会計	
								一般会計等・公営企業会計以外の特別会計	○国民健康保険事業特別会計
一部事務組合等			該当なし						
地方公社・第三セクター等			○道路公社(債務保証法人) ○地域振興公社(損失補償法人) ○森林整備公社(") ○住宅供給公社(") ○県信用保証協会(") ○奄美群島振興開発基金(")						

健全化判断比率等の算定について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

一般会計等の実質赤字額：なし

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

連結実質赤字額：なし

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

$$\text{令和6年度 実質公債費比率} = \frac{108,706\text{百万円} - 62,830\text{百万円}}{489,322\text{百万円} - 60,754\text{百万円}}$$

実質公債費比率（単年度）	
令和4年度	11.61994
令和5年度	11.20606
令和6年度	10.70445

3カ年平均
11.1%

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付を行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

別添資料

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ 資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業)＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業)＝(歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－歳入額)－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・ 事業の規模：

事業の規模(法適用企業)＝ 営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業)＝ 営業収益に相当する収入の額

－ 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

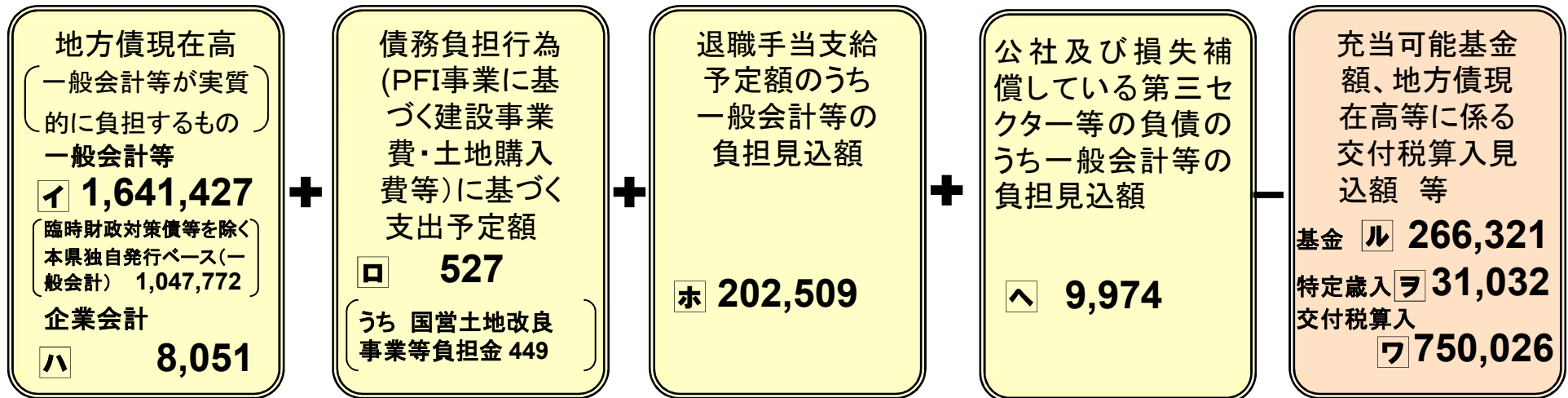
工業用水道事業特別会計：資金不足額なし

病院事業特別会計：資金不足額なし

港湾整備事業特別会計：資金不足額なし

将来負担比率の概要について

単位: 百万円



標準財政規模 — 元利償還金等に係る
交付税算入額

489,322 — 60,754

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{815,111}{428,568} = \boxed{190.1\%}$$